

幕別町不妊治療費用助成事業について (R5.10～適用)

幕別町では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、不妊治療費用の助成を実施しています。令和5年10月より、令和5年4月以降に実施した保険適用外の先進医療についても助成を行っています。

1 対象者 次の要件をすべて満たす方が対象です

- (1) 婚姻しているご夫婦または事実婚関係にある方
- (2) 不妊治療が行われた日かつ申請日に町内に住所がある方
- (3) 他の市町村から、同一の不妊治療に対して助成を受けていない方
- (4) ご夫婦ともに町税を滞納していない方
- (5) 特定不妊治療については、治療の開始時に妻の年齢が43歳未満の方



2 内容 特定不妊治療の●治療区分 A～F は裏面をご覧ください。

治療	助成額(上限額)	助成回数	申請期日
一般不妊治療	1年度につき 5万円	年齢、回数の 制限なし	1月～12月を1年度 とし、翌年の3月末日 まで
特定不妊治療	1回の治療につき 生殖補助医療 150,000円 男性不妊治療 75,000円 先進医療 35,000円 ○先進医療は、自己負担額に0.7を 乗じた金額を助成します	●治療区分 A、B、C に該当 治療開始時の妻の年齢 ・40歳未満： 6回 (1子ごと) ・40歳以上43歳未満： 3回 (1子ごと) ※保険適用の年齢と回数の考え方に 準じる ●治療区分 D、E、F に該当 年齢、回数の制限なし	1回の治療が終了した 日の属する年度内 特別な事情により年度内 の提出ができない場合は ご相談ください。

※高額療養費制度の対象となる場合、または、付加給付金が支給される場合は、それらの金額を差し引いた最終的な自己負担額に対して上限額を限度に助成します。

3 対象となる治療

- (1) 一般不妊治療：タイミング法、人工授精など
- (2) 特定不妊治療：
 - ・生殖補助医療：採卵・採精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療など
 - ・医師が必要と認めた先進医療(上記の生殖補助医療に伴うもの)
 - ・その他、不妊治療に伴う院外処方医薬品代

裏面もあります

●特定不妊治療の治療区分と助成対象範囲

内容	採卵 まで	採精 (夫)	受精	胚移植			妊娠の 判定
				新鮮 胚移植	胚凍結	凍結 胚移植	
A 新鮮胚移植を実施							
B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施							
C 以前に凍結した胚による胚移植を実施							
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了							
E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止							
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止							
男性不妊治療							

■ は治療内容です。

4 申請方法、申請書類（以下の添付書類をすべてご準備のうえ申請してください）

- (1) 幕別町一般不妊治療費用助成申請書 または 幕別町特定不妊治療費用助成申請書
 - (2) 幕別町一般不妊治療費用助成受診等証明書 または 幕別町特定不妊治療費用助成受診等証明書
(証明書は、治療した医療機関または薬局に記入してもらいます。証明書発行にかかる費用は自己負担となります)
 - (3) 助成対象治療に係る医療機関発行の領収書の写し
 - (4) 助成対象治療に係る薬剤明細書と領収書の写し(院外処方「有」の場合)
 - (5) 加入している健康保険や組合発行の限度額適用認定証または限度額適用・標準負担減額認定証の写し
(治療費の支払い時にマイナンバーカードを提示し、限度額の適用区分がわかる方は不要です)
 - (6) 口座の確認できるものの写し(通帳等)
 - (7) 高額療養費支給決定通知書の写し(治療費の支払い時に(5)を提出せず、適用する場合)
 - (8) 付加給付金の金額が確認できるものの写し(適用する場合)
 - (9) 夫婦の一方が町外に住所を有する場合は町外の方の住民票謄本と戸籍謄本
 - (10) 事実婚で同一世帯でない場合は、事実婚関係に関する申立書・認知意向確認書
- ※(1)、(2)、(10)の様式は幕別町ホームページからダウンロードできます。申請先の窓口にもあります。



5 申請先、問い合わせ先

幕別町役場保健課おやこ保健係(幕別町本町 130 番地1)

※札内支所、忠類ふれあいセンター福寿でも申請できます。

【電話】 0155-54-3811 (土日・祝日を除く 8時45分から 17時30分)

【メール】 kenkou2@town.makubetsu.lg.jp



事前にお読みください

～町への申請前に、ご加入の健康保険や組合にご確認ください～

①限度額適用認定証の交付

治療費が高額の場合、高額療養費制度の対象となることがあります。

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、お支払い時に病院窓口でご提示ください。
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、限度額適用認定証が必要となりますので、お支払い前の手続きをお願いします。

②付加給付金の支給の有無の確認

ご加入の健康保険や組合において、高額療養費とは別に、付加給付金が支給される場合があります。

(付加給付金の有無の通知書がお手元に届くまで数か月かかります)